

鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在来工法の既存木造住宅の耐震改修工事を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、鎌倉市耐震改修促進計画（平成19年9月13日策定、令和5年3月10日改定）に基づき、一般診断又は精密診断、補強設計、耐震改修工事及び工事監理（以下「耐震改修工事等」という。）に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現地耐震診断 鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱（以下「耐震診断要綱」という。）第7条の規定に基づき、現地に赴いて行われた耐震診断をいう。
- (2) 一般診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（日本建築防災協会発行）に基づく一般診断法により建築士が行う耐震診断をいう。
- (3) 精密診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（日本建築防災協会発行）に基づく精密診断法により建築士が行う耐震診断をいう。
- (4) 補強設計 一般診断又は精密診断の結果に基づいて行う耐震改修工事の実施のための補強計画の作成等をいう。
- (5) 耐震改修工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可（建築工事業又は大工工事業に限る。）を受けている者が行う工事で、一般診断又は精密診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を総合評点が1.0以上に改修する工事をいう。
- (6) 低所得者世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 過去2年間市民税が非課税の世帯
 - イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する身体障害のある者がいる世帯
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する精神障害のある者がいる世帯
 - エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1、A2又はB1のいずれかに該当する知的障害のある者がいる世帯
 - オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者がいる世帯

(補助対象建築物)

第3条 この要綱において、補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築工事に着手した一戸建住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅であること。

(2) 地上2階建以下の建築物（枠組壁工法又はプレハブ工法の住宅を除く。）であること。

(3) 現地耐震診断又は市長が別に指定した者が現地に赴き行った一般診断若しくは精密診断の結果、総合評点が1.0未満であること。

(4) 過去にこの要綱による補助金を受けていないこと。

（補助対象者）

第4条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、補助対象建築物について耐震改修工事等を同一年度中に実施する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象建築物を所有していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 交付決定通知日以降、原則としてその年度の1月末日までに耐震改修工事を終了し、かつ、2月末日までに補助金の交付請求を行うことができること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 一般診断又は精密診断に要する経費（現地耐震診断を一般診断で受け、耐震診断要綱第9条に規定する補助金が交付された場合の当該補助金額を除く。）

(2) 補強設計に要する経費

(3) 耐震改修工事に要する経費

(4) 工事監理に要する経費

（補助金の額等）

第6条 耐震改修工事を行った者に対する補助金の額は、耐震改修工事等に要する経費の2分の1の額とし、115万円を上限とする。ただし、耐震改修工事等を行った者の世帯が低所得者世帯等の場合は、135万円を上限とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事を行う前までに、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（補助金の交付を受けようとする者の世帯が低所得者世帯等の場合は、世帯全員が記載されたもの）

(2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類

(3) 現地耐震診断の結果報告書の写し

(4) 市税の納税証明書

(5) 耐震改修工事の計画書

(6) 耐震改修工事を施工するために必要な工事図面及び仕様書

(7) 耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し

(8) 補強設計前後の一般診断又は精密診断の結果報告書（以下「結果報告書」という。）

の写し（現地耐震診断を一般診断で受けた場合は、補強設計後の結果報告書の写し）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者の世帯が低所得者世帯等の場合は、前項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第7号アに該当する世帯 世帯全員の過去2年分の市民税・県民税証明書

(2) 第2条第7号イに該当する世帯 身体障害者手帳の写し

(3) 第2条第7号ウに該当する世帯 精神障害者保健福祉手帳の写し

(4) 第2条第7号エに該当する世帯 療育手帳の写し

(5) 第2条第7号オに該当する世帯 介護保険被保険者証の写し

3 耐震診断要綱第9条の規定による補助金の交付を受けてから1年を経過していない者が、第1項の申請をしようとするときは、同項第3号に掲げる図書の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の変更又は取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定変更通知等）

第10条 市長は、前条の申請により交付決定の変更の承認若しくは不承認又は取下げの承認を行った場合には、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定（変更・取下げ）通知書（第4号様式）により当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（中間確認）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工中、中間確認を受けなければならない。この場合において、当該確認は施工現場に市の職員が立ち会って行うものとする。

（完了報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付に係る耐震改修工事が完了したときは、木造住宅耐震改修工事完了報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事監理報告書の写し

- (2) 耐震改修工事を実施する箇所ごとの施工前及び施工後の状態を撮影した写真
- (3) 耐震改修工事等に関する契約書の写し並びに領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による完了の報告を受けた場合は、速やかに書類審査を行い適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修工事費等補助金額確定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 市税を滞納したとき。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 4 月 9 日決裁）

この要綱は、平成 22 年 4 月 9 日から施行する。

付 則（平成 23 年 9 月 26 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 4 月 2 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

付 則（平成 24 年 7 月 3 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

付 則（平成 24 年 12 月 4 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 10 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。

付 則（平成 27 年 8 月 17 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 30 日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月19日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和8年（2026年）3月26日決裁）

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日（以下「施行日」という）から施行する。
（補助対象建築物の特例）
- 2 施行日前において、改正前の第3条第3号に規定する簡易診断又は鎌倉市耐震相談及び耐震診断の実施に関する要綱第7条に規定する簡易診断を受け、総合評点が1.0未満であった建築物については、この要綱に基づく補助の対象とする。

第1号様式（第7条関係）

木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書					
年 月 日					
(あて先) 鎌倉市長					
住所					
申請者 氏名					
電話					
鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。					
建築物	所在地	鎌倉市			
	所有者の氏名				
	階数	階	延べ面積	㎡	
	現地耐震診断総合評点	一般診断総合評点 (精密診断)	補強設計前	補強設計後	
世帯の区分		<input type="checkbox"/> 低所得者世帯等に該当する <input type="checkbox"/> 低所得者世帯等に該当しない			
補強設計者	建築士の氏名				
	建築士の資格	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造			
	登録番号				
	事務所名				
	所在地				
	電話番号				
予定額	一般診断（精密診断）費	円			
	補強設計費	円			
	耐震改修工事費	円			
	工事監理費	円			
	合計額 ①	円			
補助申請額 (①×1/2かつ上限115万円 ただし、低所得者世帯等の場合上限135万円)		円			
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等		
	<input type="checkbox"/> 現地耐震診断結果報告書写し		<input type="checkbox"/> 市税の納税証明書		
	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の計画書		<input type="checkbox"/> 耐震改修工事図面及び仕様書		
	<input type="checkbox"/> 見積書の写し		<input type="checkbox"/> 一般診断(精密診断)結果報告書の写し		
	<input type="checkbox"/> その他 ()				

添付書類の写しは原本と相違ありません。(申請者氏名:)

第2号様式（第8条関係）

木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書				
			第	号
			年	月
				日
様				
鎌倉市長				
印				
<p>年 月 日付けで申請のあった耐震改修工事費等補助金の交付について次のとおり決定したので、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。</p>				
建築物	所在地			
	所有者の氏名			
	階数	階	延べ面積	㎡
決定区分		<input type="checkbox"/> 補助金を交付する <input type="checkbox"/> 補助金を交付しない		
交付決定額		円		
交付しない理由				
条件		<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事の申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、木造住宅耐震改修工事費等補助金交付（変更・取下げ）申請書を市長に届け出てください。 2 耐震改修工事が完了したときは木造住宅耐震改修工事費等完了報告書を市長に提出してください。 3 交付決定通知日以降、その年度の2月末日までに耐震改修工事を終了し、補助金の請求をしてください。 		
備考				

第3号様式（第9条関係）

木造住宅耐震改修工事費等補助金交付（変更・取下げ）申請書

年 月 日

（宛先） 鎌倉市長

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた耐震改修工事費等の

（変更・取下げ）をしたいので、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

建築物

所在地 鎌倉市

所有者の氏名

階 数 階 延べ面積 m²

変更・取下げ区分 変更 取下げ

変更内容
又は
取下げの理由

補助申請額 変更なし
 変更あり（ 円 → 円 ）

（注） 添付書類（写し）がある場合は、下記に記名をお願いします。

添付書類の写しは原本と相違ありません。（申請者氏名：

第4号様式（第10条関係）

木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定（変更・取下げ）通知書				
			第	号
			年	月
			日	日
様				
鎌倉市長				
印				
年 月 日付けで申請のあった耐震改修工事費等補助金の交付（変更・取下げ）について次のとおり決定したので、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。				
建築物	所在地			
	所有者の氏名			
	階数	階	延べ面積	㎡
決定区分		<input type="checkbox"/> 変更を承認する <input type="checkbox"/> 変更を承認しない		
		<input type="checkbox"/> 取下げを承認する		
変更後の交付決定額		<input type="checkbox"/> 変更なし		
		<input type="checkbox"/> 変更あり（ 円 → 円 ）		
承認しない理由				

木造住宅耐震改修工事完了報告書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所

申請者 氏名

電話

年 月 日付けで補助金の交付（変更）の決定を受けた耐震改修工事が完了したので、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

建築物	所在地	鎌倉市		
	所有者の氏名			
	階数	階	延べ面積	m ²
工事管理者	氏名		資格	建築士
	登録番号		事務所名	
	所在地		電話番号	
工事施行者	氏名			
	建設業許可			
	所在地		電話番号	
工事期間		年 月 日 から	年 月 日	まで
費用内訳	一般診断費 (精密診断)		円	
	補強設計費		円	
	耐震改修工事費		円	
	工事監理費		円	
	合計		円	
補助金決定額			円	
添付書類		<input type="checkbox"/> 工事監理報告書の写し		
		<input type="checkbox"/> 工事実施箇所の施行前後の状態を写した写真		
		<input type="checkbox"/> 耐震改修工事等に関する契約書の写し及び領収書の写し		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		

(注) 添付書類（写し）がある場合は、下記に記名をお願いします。

添付書類の写しは原本と相違ありません。（申請者氏名：

第6号様式（第13条関係）

木造住宅耐震改修工事費等補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

鎌倉市長

印

年 月 日付けで完了報告のあった耐震改修工事費等補助金について
次のとおり補助金額が確定したので、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱
第13条の規定により通知します。

建築物	所在地			
	所有者の氏名			
	階数	階	延べ面積	m ²
補助金確定額		円		